

報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



平成 29 年度 1 月分 受付状況ご通知 (月報)

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、1 月度の受付台数は 12,990 台で前年同月比 93.3%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 尼崎市からの指導について

尼崎市より、定期検査報告書(第二面)第 1 項の【昇降機に係る確認済証交付年月日等】について、記載漏れや記載誤りの指導がありました。不明の場合は、尼崎市へ電話で確認するか出向くかの方法で、「確認済証交付年月日等」の確認を行い、漏れなく記載して提出願います。

2. 小荷物専用昇降機の定期検査報告について

滋賀県下、京都府、宇治市、奈良県下、和歌山県下の小荷物専用昇降機の定期検査報告は「平成 30 年度から」です。よって定期検査実施可能時期は平成 30 年 4 月 1 日以降となりますので、平成 30 年 3 月 31 日以前に検査した小荷物専用昇降機の定期検査報告書は受付できません。ご周知願います。

3. 法改正後の製造者が指定する基準について

平成 29 年 4 月 1 日以降の法改正により、製造者が指定する基準に従い判定する項目があります。製造者は、指定する基準を変更することもありますので、定期検査実施の際には、製造者等のホームページ等にて確認のうえ判定願います。

4. 新規報告物件の初回報告の時期と基準月について

定期検査報告の基準月の設定は基本的に検査済証交付月ですが、各特定行政庁の細則等に定期検査報告の基準月について記載をしていない大阪府下、滋賀県下、京都市を除く京都府下、神戸市、奈良県下、和歌山県下については、「基準月変更届・統一要望書」を定期検査報告書に添付し、ご提出いただくことで変更可能です。

初回報告についても上記特定行政庁の物件は、平成 30 年 4 月 1 日以降ご提出の新規報告物件の基準月設定につきまして、検査済証交付月若しくは検査月に設定することができます。検査月を基準月に設定する場合は、既設同様「基準月変更届・統一要望書」を定期検査報告書に添付しご提出願います。

5. 大津市の(廃止・休止・再使用届)用紙の訂正について

前回月報にてご案内しました大津市の(廃止・休止・再使用届)に一部誤記がありましたので、訂正しホームページを更新しました。

※ 項 8 確認済証年月日(確認済証番号) 項 9 検査済証交付年月日(検査済証番号)

6. 部品交換等による大臣認定番号の変更について

平成 28 年 4 月の月報にてお知らせしましたが、戸開走行保護装置の部品交換等により、大臣認定番号が変更となった場合は、定期検査報告書（第二面）の備考欄に下記のとおり記載願います。

【8.備考】

平成□年×月◇日大臣認定番号〇〇のUCMPから大臣認定番号△△のUCMPに変更

7. ご提出の定期検査報告書の返却について

4(10)「ガイドレール及びレールブラケット」の既存不適格の判定は、「機械室なしエレベーターのみが該当します。油圧式エレベーターの4(12)「ガイドレール及びレールブラケット」についても既存不適格対象では有りません。「機械室なしエレベーターについてのみ既存不適格判断基準の一覧表に記載の施行年月日に沿って既存不適格判定を行って下さい。誤った判定をされている場合はご返却させていただきますのでご周知願います。

また、1(6)「接触器、継電器及び運転制御用基板」の検査結果で、「電動機主回路用接触器の主接点」及び「ブレーキ用接触器の接点」を抹消報告される場合においては、抹消報告する根拠となる書類を添付願います。添付が無い場合は、返却させていただきますのでご周知願います。

8. 新規物件の初回報告について

新規物件の初回報告時には、必ず定期検査報告書(第二面)第 1 項の記載が必須です。所有者等に確認しても不明な場合には、必ず管轄行政庁に出向き確認願います。管轄行政庁に確認しても記載報告できない場合は、相談した担当官名とともに、記載報告できない理由を付箋等に記載し貼付願います。

また、初回報告で要是正報告となる場合も、事前に管轄行政庁へ相談したうえでご提出願います。行政庁へ報告後に差し戻される場合があります。

以上